

解除条件付一般競争入札を行うため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、本工事については、入札後、落札者と仮契約を締結し、平成30年第4回市議会定例会で議決された後に本契約を締結する。

平成 30 年 4 月 2 日

八王子市長 石 森 孝 志

1	件名	(仮称)新館清掃施設整備及び運営事業	
2	場所	八王子市館町2700番地	
3	事業方式	DBO方式	
4	業務内容	設計・建設業務	建築物の設計業務
			建築物の建設業務
			プラント設備の設計・建設業務
		運営・維持管理業務	施設の運営・維持管理業務
5	業務期間	設計・建設業務	契約締結日の翌日から平成34年(2022年)9月30日まで (日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。)
			運営・維持管理業務
		基本協定	協定締結日の翌日から平成55年(2043年)3月31日まで
			基本契約
6	事業契約期間	建設工事請負契約	契約締結日の翌日から平成34年(2022年)9月30日まで
		運営業務委託契約	契約締結日の翌日から平成55年(2043年)3月31日まで
7	入札の日時、 場所等	日時	平成 30 年 8 月 29 日 (水) 午後 4 時 からを予定
		場所	八王子市役所 805会議室
8	予定価格	平成30年7月上旬に、八王子市ホームページ(公告を掲載している頁)及び財務部契約課掲示板にて公表する。 ※ ただし、債務負担行為限度額は、入札説明書「第3章 4. 応募者の審査及び落札者の選定」を参照すること。	

9	低入札価格調査	<p>(1) 低入札価格調査 本件は、低入札価格調査制度を適用する。</p> <p>(2) 調査基準価格及び失格基準 調査基準価格及び失格基準を設定する。 平成30年7月上旬に八王子市ホームページ(公告を掲載している頁)及び財務部契約課掲示板にて算出方法を公表し、価格については事後公表とする。</p> <p>(3) 落札予定者とならない場合 失格基準に該当すること等により、評価値が最も高い者であっても、落札予定者とならない場合がある。</p> <p>(4) 調査対象者の責務 低入札価格調査の調査対象者は、調査に協力すること。</p> <p>(5) その他 本公告に定めのない事項については、くじ引きに関する規定を除き八王子市低入札価格調査制度実施要綱による。</p>
10	概要	<p>平成34年度(2022年)の施設稼働に向けた(仮称)新館清掃施設整備及び運営事業を行う。</p> <p>主要な施設</p> <p>ア 配置施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理棟、管理棟、玄関棟、計量棟、紙資源ストックヤード、剪定枝ストックヤード、自動洗車場、手洗い洗車場、自動車整備庫、給油所、収集車車庫 <p>イ 付属施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等 <p>処理方式</p> <p>ストーカ式焼却方式又は流動床式焼却方式</p> <p>処理対象物</p> <p>【処理物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①可燃ごみ(側溝汚泥含む) ②災害廃棄物 ③小動物の死がい ④持込みごみ(可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみ) <p>【受入物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤古紙(回収しリサイクル) ⑥剪定枝(回収しリサイクル)
11	入札手続等	入札説明書「第3章 2. 募集及び選定の手順」に記載のとおりとする。
12	入札参加資格	入札説明書「第3章 3. 応募者の参加資格要件」に記載のとおりとする。
13	その他	次ページを参照のこと

その他公告事項

1. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてに該当する者が、入札に参加することができる。

- (1) 公告日を含む年度の4月1日現在で、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)による八王子市における建設工事等競争入札参加有資格者であり、年度途中で登録を失効していない者であること。
- (2) 申請から入札までの電子入札サービス(電子調達サービス内)を利用するために有効な電子証明書を取得していること。
- (3) 入札参加資格審査申請書の提出期限において、八王子市の指名停止期間中又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。なお、公告日から入札日までに指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号のいずれにも該当していないこと。
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該工事の入札日前6か月以内に自らの手形若しくは小切手が不渡りとなった者
 - イ. 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画案認可決定がされた後、本市の入札参加資格の再格付を受けていない者
 - ウ. 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画案認可決定がされた後、本市の入札参加資格の再格付を受けていない者
- (5) 経営事項審査の有効期限が切れていないこと。
- (6) 複数の「関係する会社」間で、それぞれが別々の応募者への入札参加をすることはできない。
※「関係する会社」については、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格申請の手引きを参照してください。(「その他情報の登録」に「関係会社」に関する説明があります。)
- (7) 公告日現在で郵送済みの工事成績評定点が70点未満で、八王子市から改善計画書の提出を求められたにもかかわらず当該計画書の提出がない者は、入札に参加することができない。

2. 総合評価方式に関する事項

(1) 落札予定者の決定方法

非価格要素評価点と価格評価点の合計値を評価値とし、評価値の最も高い者を落札予定者とする。

評価値 = 非価格要素評価点 + 価格評価点

(2) 配置予定技術者の変更

参加資格審査申請書類に記載した配置予定技術者と同等以上の成績を有する者を落札決定前に配置できる場合を除き、変更することはできない。(変更回数は1回に限る。)

なお、変更する場合においても、当初の配置予定技術者の点数で評価する。

その他詳細については、入札説明書を確認すること。

3. 入札方法等

(1) 同評価値の場合の措置

落札予定者となるべき入札者が2人以上あるときは、くじで落札予定者を決定する。

(2) 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該

金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税相当額を加算しない金額)を記載すること。

ただし、入札を辞退する場合は、辞退届を提出すること。入札後の辞退は認めない。

(3) 入札執行の回数

入札執行回数は1回とする。

(4) 入札者が1人であった場合の措置

入札者が1人であった場合は、入札を中止することがある。

4. 入札保証金に関する事項

免除する。

5. 落札者の決定

落札予定者は、入札参加資格要件を満たしていることが確認でき、さらに「八王子市公正入札調査委員会」が適正な入札と判断した時点で、落札者となる。

6. 入札の無効等

(1) 解除条件による入札の無効(落札予定者の取消)

「八王子市公正入札調査委員会」が不適正な入札であると判断した場合には、落札予定者の権利は解除され、当該入札は無効とする。

なお、入札参加資格審査申請書を提出した時点で、解除条件に同意したものとみなす。

(2) 八王子市契約事務規則(昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。)第21条各号に該当するもののほか、次の入札書は無効又は失格とする。

ア. 虚偽の入札参加資格審査申請書を提出した者の入札書

イ. 本公告の指示に応じない落札予定者の入札書

ウ. 「八王子市公正入札調査委員会」が不適正な入札であると判断した入札において提出された入札書

エ. 入札参加資格要件を満たしていない者の入札書

オ. 八王子市から指名停止又は八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けた者の入札書

カ. 技術提案書の提出が無い者の入札書

キ. 技術提案が要求水準を満たしていないと審査(評価)された者の入札書

7. 入札の中止等

入札参加者が談合又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札(開札)の執行を延期又は取りやめることがある。

8. 入札に関する注意事項

(1) 落札予定者及び辞退者を除く入札参加業者の中から、入札執行者が抽出して指名した者に、入札後、積算内訳書総括書とは別に積算内訳書を提出させることができる。落札予定者が積算内訳書を提出しなかった場合は、落札予定者の入札書は無効とする。また、抽出して指名した者が提出しなかった場合には、誠意ある対応がなされないということで、別途対応する。

(2) 入札書の提出後はいかなる理由をもってしても異議を申立てることができない。

9. 契約保証金に関する事項

建設工事請負契約、運營業務委託契約においては、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。

10. 契約書の作成及び契約の確定

当該事業の契約は、八王子市及び落札者の両者が、契約書に記名・押印したときに確定する。

11. その他

- (1) 現場説明会については、入札説明書の記載のとおりとする。
- (2) 落札者の決定後、契約締結までの間において、当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は虚偽の事実が判明した場合には、当該契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加資格審査書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 配置技術者は、変更することはできない。ただし、真にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。この場合、当初の配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (5) 配置予定技術者について、申請書に記載した者を配置しなければならない。ただし、2. (2)に該当する場合又は真にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。
- (6) 入札の結果については、八王子市ホームページに掲載するほか、財務部契約課において閲覧に供する。